

連結決算の状況

■業績の状況(連結)

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は感染力の強い変異株の発生等により引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続きましたが、年度後半にかけて感染状況の一服感から社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

当社は、平成31年4月より4年を期間とした第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ~ 変わる"トモニ"変わらぬ"ともに" ~』において、グループ経営理念に基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、当社グループの更なる企業価値の向上に努めてまいりました。

当計画の最終年度である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格の高騰等により影響を受けたお客さまへの資金繰り支援を継続するとともに、「地域とトモニファンド」を活用した出資、トモニmini商談会や起業・創業セミナーのWeb開催等により、お客さまの成長支援による地域経済活性化への取組みを行いました。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同表明、㈱脱炭素化支援機構への出資、四国電力㈱との連携協定や㈱ゼロボードとの業務提携等により、気候変動・環境問題への対応強化を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取組みを行いました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

イ. 損益等の状況

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したこと等により、前連結会計年度比9,519百万円増加して79,854百万円となりました。経常費用は、人件費及び物件費の減少により営業経費が減少したものの、外貨調達に伴う外国為替売買損及び国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したこと等により、同7,971百万円増加して59,174百万円となりました。その結果、経常利益は同1,547百万円増加して20,679百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同1,106百万円増加して14,168百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前連結会計年度末比447億円減少して4兆5,513億円、純資産残高は同16億円増加して2,473億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同847億円増加して4兆1,468億円、貸出金残高は同1,654億円増加して3兆3,953億円、有価証券残高は同363億円減少して6,915億円となりました。

ハ、キャッシュ・フローの状況

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により前連結会計年度は47,910百万円の資金を獲得しましたが、当連結会計年度は201,412百万円の資金を支出しました。これは、前連結会計年度と比較して、借用金の返済に伴う資金支出が増加したこと等によるものであります。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により前連結会計年度は27,436百万円の資金を支出しましたが、当連結会計年度は37,476百万円の資金 を獲得しました。これは、前連結会計年度と比較して、有価証券の取得による支出が減少したこと等によるもので あります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は2,564百万円となり、前連結会計年度比189百万円の支出 増加となりました。これは、当連結会計年度において、配当金が増加したこと等によるものであります。

④現金及び現金同等物の増減状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比166,489百万円減少して366,324百万円となりました。



■主要な経営指標等の推移(連結)

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	百万円	73, 286	71, 033	70, 687	70, 335	79, 854
連結経常利益	百万円	16, 213	11, 378	14, 493	19, 132	20, 679
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	10, 163	8, 136	9, 984	13, 062	14, 168
連結包括利益	百万円	9, 140	△4, 160	24, 034	4, 080	3, 299
連結純資産額	百万円	226, 864	220, 003	243, 183	245, 730	247, 356
連結総資産額	百万円	3, 899, 242	3, 993, 190	4, 407, 903	4, 596, 057	4, 551, 361
1株当たり純資産額	円	1, 373. 00	1, 360. 95	1, 494. 87	1, 506. 59	1, 506. 76
1株当たり当期純利益	円	62. 28	50. 57	62. 51	81. 53	87.71
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益	円	61. 19	49. 59	61. 26	79. 81	86. 04
自己資本比率	%	5. 72	5. 41	5. 42	5. 26	5. 36
連結自己資本比率(国内基準)	%	8. 72	8. 52	8. 82	8.84	8.86
連結自己資本利益率	%	4. 63	3. 70	4. 38	5. 42	5. 82
連結株価収益率	倍	6. 75	7. 09	5. 18	4. 02	4. 02
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△48, 802	△5, 917	228, 257	47, 910	△201, 412
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	70, 454	27, 081	△42,814	△27, 436	37, 476
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△3, 188	△3, 166	△1, 387	△2, 375	△2, 564
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	312, 642	330, 644	514, 705	532, 813	366, 324
従業員数	人	2, 401	2, 270	2, 282	2, 264	2, 237
[外、平均臨時従業員数]	人	[319]	[291]	[286]	[273]	[252]

- (注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 2. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

当社は、国内基準を採用しております。

■会社法に基づく監査を受けている旨(連結)

当社の会社法第444条第1項の規定により作成した書類は、会社法第396条第1項により、令和3年度及び令和4年度についてEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

■金融商品取引法に基づく監査を受けている旨(連結)

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。



■セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する 経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

令和3年度 (単位:百万円)

	銀行業	告セグメン リース業	計	その他	合計	調整額	連結財務 諸表計上額
	- 1111	り 八未	PΙ				阳双川工版
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	62, 467	6, 615	69, 083	1, 251	70, 335	_	70, 335
セグメント間の内部経常収益	213	111	324	3, 352	3, 677	△3, 677	_
======================================	62, 681	6, 727	69, 408	4,604	74, 013	△3, 677	70, 335
セグメント利益	18, 549	131	18, 680	1,809	20, 489	△1, 357	19, 132
セグメント資産	4, 580, 611	17, 199	4, 597, 810	103, 611	4, 701, 422	△105, 365	4, 596, 057
セグメント負債	4, 343, 992	14, 251	4, 358, 244	7, 432	4, 365, 676	△15, 349	4, 350, 327
その他の項目							
減価償却費	1,974	26	2,000	46	2, 046	△18	2, 028
資金運用収益	47, 798	15	47, 814	1,611	49, 426	$\triangle 1,402$	48, 023
資金調達費用	1, 121	86	1, 207	26	1, 234	△85	1, 148
特別利益	437	_	437	_	437		437
固定資産処分益	220	_	220	_	220		220
特別損失	591	_	591	214	806	△1	805
減損損失	175	_	175	_	175	_	175
税金費用	5, 379	△13	5, 365	163	5, 528	△13	5, 515
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1, 749	30	1, 779	145	1, 924	△72	1, 852

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と 連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
 - 3. 調整額は、次のとおりであります。
 - (1)セグメント利益の調整額△1,357百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額 \triangle 105,365百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (3)セグメント負債の調整額△15,349百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4)減価償却費の調整額のうち20百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△39百万円はセグメント間取引消去であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△1,402百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△85百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7)特別損失の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (8)税金費用の調整額△13百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (9)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△72百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。



令和4年度 (単位:百万円)

						(-	- L. D /3 1)
	銀行業	告セグメン リース業	計	その他	合計	調整額	連結財務 諸表計上額
経常収益	数日本	<i>/</i> // // //	н				
外部顧客に対する経常収益	71, 757	6, 694	78, 451	1, 403	79, 854	_	79, 854
セグメント間の内部経常収益	212	134	346	3, 412	3, 759	△3, 759	_
<u></u>	71, 969	6, 828	78, 798	4, 815	83, 613	△3, 759	79, 854
 セグメント利益	19, 994	152	20, 146	1, 910	22, 057	△1, 378	20, 679
セグメント資産	4, 535, 342	17, 922	4, 553, 264	102, 988	4, 656, 253	△104, 892	4, 551, 361
セグメント負債	4, 297, 181	14, 843	4, 312, 025	6, 363	4, 318, 389	△14, 384	4, 304, 004
その他の項目							
減価償却費	1, 991	29	2, 020	49	2,070	△19	2,050
資金運用収益	55, 820	17	55, 837	1,731	57, 568	△1, 482	56, 086
資金調達費用	1, 241	83	1, 325	27	1, 352	△83	1, 269
特別利益	28	_	28	_	28	_	28
固定資産処分益	28	_	28	_	28	_	28
特別損失	333	_	333	3	337		337
減損損失	46	_	46	_	46		46
税金費用	5, 823	$\triangle 2$	5, 821	168	5, 989	7	5, 997
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1, 738	59	1, 797	14	1, 812	△0	1,811

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と 連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
 - 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
 - 3. 調整額は、次のとおりであります。
 - (1)セグメント利益の調整額 \triangle 1,378百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額△104,892百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (3)セグメント負債の調整額△14,384百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4)減価償却費の調整額のうち22百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△41百万円はセグメント間取引消去であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△1,482百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△83百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7)税金費用の調整額7百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - 4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。



(単位:百万円)

【関連情報】

令和3年度

1. サービスごとの情報

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	39, 573	11, 750	6,600	12, 411	70, 335

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超え るため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超 えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略し ております。

令和4年度

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	42, 896	16, 913	6, 677	13, 367	79, 854

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超え るため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超 えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略し ております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

令和3年度

令和3年度						(.	単位:百万円)
		報告セグメン]	\	その他	合計	調整額	連結財務
	銀行業	リース業	計	て り 1世	口间	 神雀領	諸表計上額
減損損失	175	_	175	_	175	_	175

令和4年度 (単位:百万円)

報告セグメント			その他	△卦	調整額	連結財務	
	銀行業	リース業	計	て 77世	口百日	神雀領	諸表計上額
減損損失	46	_	46	_	46	_	46

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

令和3年度 該当事項はありません。 令和4年度 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

令和3年度 該当事項はありません。 令和4年度 該当事項はありません。



(単位:百万円)

■リスク管理債権額(連結)

区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11, 114	10, 130
危険債権額	38, 307	50, 617
三月以上延滞債権額	54	80
貸出条件緩和債権額	9, 548	5, 422
合計	59, 025	66, 250
正常債権額	3, 231, 705	3, 396, 044
部分直接償却実施額	9, 877	9, 251
総与信残高(末残)	3, 290, 730	3, 462, 295

(注) リスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

(3)三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

(5)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに 区分される債権のこと。



連結財務諸表

■連結貸借対照表

(**資産の部**) (単位:百万円)

—————————————————————————————————————	令和3年度	令和4年度
件 目	(令和4年3月31日)	(令和5年3月31日)
資産の部		
現金預け金	537, 955	371, 140
商品有価証券	436	478
金銭の信託	1, 327	1, 108
有価証券	727, 889	691, 510
貸出金	3, 229, 950	3, 395, 321
外国為替	7, 247	4, 923
リース債権及びリース投資資産	10, 023	10, 545
その他資産	52, 559	45, 010
有形固定資産	35, 967	35, 743
建物	18, 092	17, 926
土地	15, 766	15, 692
リース資産	376	208
建設仮勘定	183	479
その他の有形固定資産	1, 548	1, 437
無形固定資産	1, 369	1, 114
ソフトウエア	1, 240	963
その他の無形固定資産	129	151
退職給付に係る資産	5, 860	6, 358
繰延税金資産	163	3, 463
支払承諾見返	7, 309	7, 108
貸倒引当金	△22, 003	△22, 466
資産の部合計	4, 596, 057	4, 551, 361

(**負債及び純資産の部**) (単位:百万円)

 科 目	令和3年度	令和4年度 (令和5年3月31日)	
	(令和4年3月31日)		
負債の部			
預金	3, 948, 642	4, 018, 219	
譲渡性預金	113, 501	128, 635	
コールマネー及び売渡手形	_	23,000	
債券貸借取引受入担保金	_	8,656	
借用金	243, 775	80, 822	
外国為替	23	29	
その他負債	33, 771	35, 810	
賞与引当金	328	341	
役員賞与引当金	106	98	
退職給付に係る負債	148	148	
睡眠預金払戻損失引当金	188	130	
偶発損失引当金	137	128	
債務保証損失引当金	213		
繰延税金負債	1, 372	67	
再評価に係る繰延税金負債	808	808	
支払承諾	7, 309	7, 108	
負債の部合計	4, 350, 327	4, 304, 004	
純資産の部			
資本金	25, 000	25,000	
資本剰余金	25, 972	25, 890	
利益剰余金	182, 386	195, 000	
自己株式	△1,142	△595	
株主資本合計	232, 216	245, 295	
その他有価証券評価差額金	7, 730	$\triangle 3,251$	
繰延ヘッジ損益	0	0	
土地再評価差額金	1, 406	1, 423	
退職給付に係る調整累計額	763	716	
その他の包括利益累計額合計	9, 900	$\triangle 1, 111$	
新株予約権	1, 215	1,005	
非支配株主持分	2, 398	2, 167	
純資産の部合計	245, 730	247, 356	
負債及び純資産の部合計	4, 596, 057	4, 551, 361	



(単位:百万円)

■連結損益計算書 (単位: 百万円)

		(十四:日27177
科目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
経常収益	70, 335	79, 854
資金運用収益	48, 023	56, 086
貸出金利息	39, 573	42, 896
有価証券利息配当金	7, 776	12, 482
コールローン利息及び買入手形利息	△0	△8
預け金利息	657	681
その他の受入利息	17	34
	10, 453	11, 186
その他業務収益	9, 108	8, 120
その他経常収益	2,750	4, 460
償却債権取立益	637	397
その他の経常収益	2, 112	4, 063
経常費用	51, 203	59, 174
資金調達費用	1, 148	1, 269
預金利息	1,062	987
譲渡性預金利息	15	21
コールマネー利息及び売渡手形利息	△4	△27
債券貸借取引支払利息	_	221
借用金利息	68	52
その他の支払利息	6	14
	4, 019	4,006
その他業務費用	8, 420	17, 073
営業経費	34, 041	32, 951
その他経常費用	3, 573	3, 873
貸倒引当金繰入額	1, 361	1,675
その他の経常費用	2, 211	2, 197
経常利益	19, 132	20, 679
特別利益	437	28
固定資産処分益	220	28
移転補償金	217	<u> </u>
特別損失	805	337
固定資産処分損	416	287
減損損失	175	46
債務保証損失引当金繰入額	213	
債務保証損失	_	3
税金等調整前当期純利益	18, 764	20, 371
法人税、住民税及び事業税	5, 127	5, 693
法人税等調整額	388	304
法人税等合計	5, 515	5, 997
当期純利益	13, 248	14, 374
非支配株主に帰属する当期純利益	186	205
親会社株主に帰属する当期純利益	13, 062	14, 168

■連結包括利益計算書

科目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
当期純利益	13, 248	14, 374
その他の包括利益	△9, 168	△11,074
その他有価証券評価差額金	△9, 146	△11,028
繰延ヘッジ損益	△1	0
退職給付に係る調整額	△20	△47
包括利益	4, 080	3, 299
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3, 951	3, 140
非支配株主に係る包括利益	128	159



■連結株主資本等変動計算書

令和3年度(自 令和3年	4月1日 至 令	和4年3月31日)			(単位:百万円)
			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25, 000	25, 808	170, 751	△1,515	220, 043
会計方針の変更による 累積的影響額			△49		△49
会計方針の変更を反映した 当期首残高	25, 000	25, 808	170, 701	△1,515	219, 994
当期変動額					
剰余金の配当			△1, 374		△1, 374
親会社株主に帰属する当期純利 益			13, 062		13, 062
自己株式の取得				△202	△202
自己株式の処分		$\triangle 2$		576	574
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		166			166
土地再評価差額金の取崩			△3		△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	164	11, 684	373	12, 222
当期末残高	25,000	25, 972	182, 386	$\triangle 1, 142$	232, 216

		その併	1の包括利益					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	16, 819	1	1, 402	784	19, 007	1, 224	2, 907	243, 183
会計方針の変更による 累積的影響額							△48	△98
会計方針の変更を反映した 当期首残高	16, 819	1	1, 402	784	19, 007	1, 224	2, 858	243, 084
当期変動額								
剰余金の配当								△1, 374
親会社株主に帰属する当期純利 益								13, 062
 自己株式の取得								△202
自己株式の処分								574
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								166
土地再評価差額金の取崩								△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9, 089	△1	3	△20	△9, 107	△8	△460	△9, 576
当期変動額合計	△9, 089	△1	3	△20	△9, 107	△8	△460	2, 645
当期末残高	7, 730	0	1, 406	763	9,900	1, 215	2, 398	245, 730



令和4年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	25, 000	25, 972	182, 386	$\triangle 1, 142$	232, 216			
当期変動額								
剰余金の配当			△1,537		△1, 537			
親会社株主に帰属する当期純利 益			14, 168		14, 168			
自己株式の取得				△158	△158			
自己株式の処分		△10		705	694			
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△71			△71			
土地再評価差額金の取崩			△16		△16			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	△82	12, 614	546	13, 078			
当期末残高	25, 000	25, 890	195, 000	△595	245, 295			

		その他	也の包括利益	累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	7, 730	0	1, 406	763	9,900	1, 215	2, 398	245, 730
当期変動額								
剰余金の配当								$\triangle 1,537$
親会社株主に帰属する当期純利 益								14, 168
自己株式の取得								△158
自己株式の処分								694
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△71
土地再評価差額金の取崩								△16
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△10, 981	0	16	△47	△11,011	△209	△231	△11, 452
当期変動額合計	△10, 981	0	16	△47	△11, 011	△209	△231	1, 626
当期末残高	$\triangle 3,251$	0	1, 423	716	△1, 111	1,005	2, 167	247, 356



(単位:百万円)

■連結キャッシュ・フロー計算書

■圧加力 ドラクユークロ 川井自		(単位:日万円)
科目	令和3年度 (自 令和3年4月1日	
	至 令和4年3月31日)	至 令和5年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	18, 764	20, 371
減価償却費	2, 028	2, 050
減損損失	175	46
貸倒引当金の増減(△)	△118	462
賞与引当金の増減額(△は減少)	12	12
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	2	△7
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△376	△398
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	$\triangle 6$	△0
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△81	△58
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△9	△8
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	213	△213
資金運用収益	△48, 023	△56, 086
資金調達費用	1, 148	1, 269
有価証券関係損益 (△)	△842	327
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	40	42
為替差損益(△は益)	△11, 729	△13, 230
固定資産処分損益(△は益)	196	258
貸出金の純増(△)減	△146, 242	△165, 370
預金の純増減(△)	121, 350	69, 576
譲渡性預金の純増減(△)	44, 522	15, 134
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	41, 557	$\triangle 162, 352$
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	298	325
コールマネー等の純増減(△)	△23, 000	23,000
- 一		8,656
外国為替(資産)の純増(△)減	△739	2, 323
外国為替(負債)の純増減(△)	5	2, 323
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△363	△522
- う へ 負権及び ラ へ	48, 237	56, 001
資金調達による支出	△1, 298	$\triangle 1,314$
		4, 340
その他	6, 508	,
小計 - 大 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	52, 232	△195, 358
法人税等の支払額	△4, 322	△6,054
営業活動によるキャッシュ・フロー	47, 910	△201, 412
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△239, 965	△178, 337
有価証券の売却による収入	109, 454	140, 254
有価証券の償還による収入	101, 607	77, 227
金銭の信託の増加による支出	△5, 545	△12, 272
金銭の信託の減少による収入	8, 029	12, 445
有形固定資産の取得による支出	△1, 442	△1,558
有形固定資産の売却による収入	735	101
無形固定資産の取得による支出	△309	△188
固定資産の除却による支出	-	△194
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27, 436	37, 476
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△600	△600
配当金の支払額	△1, 370	△1,532
非支配株主への配当金の支払額	$\triangle 2$	$\triangle 2$
自己株式の取得による支出	△202	△158
自己株式の処分による収入	322	289
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△420	△459
リース債務の返済による支出	<u> </u>	△100
財務活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 2,375$	$\triangle 2,564$
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	11
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	18, 108	△166, 489
現金及び現金同等物の期首残高	514, 705	532, 813
現金及び現金同等物の期末残高	532, 813	366, 324
ショボマ ころボロ 4.14 かとといいが同	002,010	500, 524



■注記事項(令和4年度)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

9 社

株式会社徳島大正銀行 株式会社香川銀行

トモニシステムサービス株式会社 株式会社徳銀ビジネスサービス 香川ビジネスサービス株式会社

トモニリース株式会社 トモニカード株式会社 株式会社徳銀キャピタル 大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益 剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理 的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しておりま

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (中) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:7年~50年

その他: 3年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、連結子会社で定める利用可能期間(10年以内)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。



(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9.252百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の 払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

(10) 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (5年又は10年)による定額法 により損益処理

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年又は10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託 (ETF除く) の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当連結会計年度は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益473百万円を計上しております。



(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に 係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額 貸倒引当金 22,466百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 なお、新型コロナウイルス感染症及び資源価格高騰による各債務者の収益獲得能力に与える影響については、各債務者ごとに、その影響の度合いや収束時期が異なるものの、今後も一定程度は続くものと仮定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連 結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当連結財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27—3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)
 - (1) 概要

平成30年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分 (その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果
- (2) 適用予定日

令和7年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、現在評価中であります。



(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金総額

357百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権 は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証して いるものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、 貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであ

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 10,130百万円 危険債権額 50,617百万円 三月以上延滞債権額 80百万円 貸出条件緩和債権額 5,422百万円 合計額 66,250百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由に より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当 しないものであります。

三月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生 債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより 受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してお りますが、その額面金額は8,705百万円であります。
- 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 221,705百万円 貸出金 10,948百万円 計 232,654百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 8,656百万円 借用金 73,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、その他資産26,520百万円及び預 け金119百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金726百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、 契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約でありま す。これらの契約に係る融資未実行残高は、510,383百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なものが486,101百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずし も連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又 は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。



6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の 土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」と して負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の 帳簿価額の合計額との差額 2,848百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

29,487百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額) 4,212百万円 (一百万円)

- 9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金600百万円が含まれております。
- 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は53,863百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

給与・手当

14,707百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却 株式等売却損 株式等償却 592百万円 1,192百万円 5百万円

3. 減損損失

当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地22百万円及び建物23百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	香川県内	20百万円
稼動資産	営業用店舗	愛媛県内	17百万円
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	4百万円
稼動資産	営業用店舗	大阪府内	4百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(または各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(または各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及び連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

す。 なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額については「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。



(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金 当期発生額 組替調整額

税効果調整前 △15,917百万円 税効果額 4,889百万円 その他有価証券評価差額金 △11,028百万円

繰延ヘッジ損益

当期発生額 △3百万円 組替調整額 3百万円 税効果調整前 0百万円 税効果額 △0百万円 0百万円 繰延ヘッジ損益

退職給付に係る調整額 当期発生額 99百万円 組替調整額 △166百万円 税効果調整前 △67百万円 税効果額 20百万円 △47百万円 退職給付に係る調整額

その他の包括利益合計 △11,074百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163, 728	_	_	163, 728	
合計	163, 728	_	_	163, 728	
自己株式					
普通株式	3,024	511	1,865	1,671	(注)
合計	3, 024	511	1, 865	1,671	

△16,258百万円

340百万円

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加511千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加511千株及び単元未満 株式の買取りによる増加0千株であり、減少1,865千株は新株予約権の権利行使による減少973千株及び従 業員持株ESOP信託から従業員持株会等への売却による減少891千株であります。
 - 2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に891千株含まれております。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

						当連結会計		
区分	新株予約権の内訳	目的となる	当連結会計	当連結会	計年度	当連結会計	年度末残高	摘要
		株式の種類	年度期首	増加	減少	年 度 末	(百万円)	
当社	ストック・オプション						1,005	
	としての新株予約権						1,000	
	合計			_			1,005	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月28日定時株主総会	普通株式	727	4. 50	令和4年3月31日	令和4年6月29日
令和 4 年11月11日 取 締 役 会	普通株式	810	5.00	令和4年9月30日	令和4年12月8日

- (注) 令和4年6月28日の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金 4百万円を含めております。また、令和4年11月11日の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業 員持株ESOP信託に対する配当金1百万円を含めております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	810	利益剰余金	5.00	令和5年3月31日	令和5年6月28日



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定371,140百万円日本銀行への預け金以外の預け金△4,816百万円現金及び現金同等物366,324百万円

(リース取引関係)

(借手側)

- 1. ファイナンス・リース取引
 - (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - ① リース資産の内容
 - (7) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項」の「4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内148百万円1年超792百万円合計940百万円

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

リース料債権部分 11,448百万円 見積残存価額部分 5百万円 受取利息配当額(△) 969百万円 リース投資資産 10,484百万円

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額 リース債権 リース投資資産

	ノーバ貝作	ノーバ以貝貝庄
1年以内	22百万円	3,449百万円
1年超2年以内	21百万円	2,763百万円
2年超3年以内	14百万円	2,141百万円
3年超4年以内	4百万円	1,470百万円
4年超5年以内	0百万円	914百万円
5年超	—百万円	707百万円

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金、貸出金業務等の銀行業務を中心に各種金融サービスを提供しております。銀行業務を行うに当たっては、地域における持続的かつ安定的な金融仲介機能を発揮するため、必要な資金を地域の企業及び個人等から預金及び譲渡性預金により調達し、地域の企業及び個人等に対する貸出金により運用するとともに、一部は金融市場等で有価証券により運用しております。

当社グループが保有する貸出金、有価証券等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、主に地域の中小企業者に対する事業性貸出及び個人に対する消費性ローンであり、貸出先の倒産や債務不履行等による信用リスクに晒されており、有価証券は、主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動に伴う市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として地域の企業及び個人等からの預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の輸出入予約のヘッジ取引を目的とした為替予約取引、及び貸出金の金利リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。 また、貸出金の信用リスクを削減するために、クレジット・デリバティブ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスクに関する諸規程・基準に基づき、営業推進部門から独立した与信管理部門において、適切な信用リスクの管理を行っております。また、信用リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、信用リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、信用リスク管理の高度化を図るため行内格付制度を導入し、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング等に活用しております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。



② 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、市場リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

有価証券運用部門では市場運用部門(フロント・オフィス)、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)及び事務管理部門(バック・オフィス)を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場動向・損益状況については月次でグループリスク管理委員会等へ報告し、損失拡大時や市況変動の激しい時等については、随時にグループリスク管理委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借用金」及び「デリバティブ取引」であります。これらのうちの大部分を保有する株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行においては、市場リスクのVaRを算定しております。当社グループでは、算定したVaRがリスク限度枠の範囲内となるように適切にコントロールしながら収益確保に努めております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年)を採用しております。令和5年3月31日現在における市場リスク量は30,807百万円(うち株式会社徳島大正銀行12,841百万円、株式会社香川銀行17,966百万円)であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な流動性リスクの管理を行っております。また、流動性リスクの管理の状況については、定期的に開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、流動性リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、資金繰り担当部門は、安定した資金繰り運用に努めるとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど日々状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券	(11/4/14)	(11/4/17)	(1174147
売買目的有価証券	478	478	_
(2) 金銭の信託	1, 108	1, 108	_
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	29, 446	29, 345	△100
その他有価証券 (*1)	649, 726	649, 726	_
(4) 貸出金	3, 395, 321		
貸倒引当金 (*2)	△21, 932		
	3, 373, 388	3, 372, 047	△1,340
資産計	4, 054, 147	4, 052, 706	△1,441
(1) 預金	4, 018, 219	4, 018, 504	284
(2) 譲渡性預金	128, 635	128, 642	6
(3) 借用金	80, 822	80, 825	2
負債計	4, 227, 677	4, 227, 971	294
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2, 872)	(2, 872)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	23	23	_
デリバティブ取引計	(2, 849)	(2, 849)	

- (*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。



(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の 「その他有価証券」には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	9, 181
組合出資金(*3)	3, 156

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令 和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行ったものはありません。 (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和 3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	337, 327	_	_	_	_	_
有価証券	44, 540	124, 369	109, 223	93, 925	191, 240	56, 042
満期保有目的の債券	5, 448	12, 986	10, 367	644	_	_
うち国債	<u> </u>	_	_	_	_	_
地方債	<u> </u>	_	_	_	_	_
短期社債	_	_	_	_		_
社債	5, 448	12, 986	10, 367	644	_	_
その他	<u> </u>	_	_	_	_	_
その他有価証券のうち満期 があるもの	39, 092	111, 383	98, 856	93, 281	191, 240	56, 042
うち国債	9, 100			3,000	16,800	49,000
地方債	9, 889	48, 546	47,061	43, 837	10, 796	_
短期社債	_	_	_	_		_
社債	15, 010	19, 771	17, 698	13, 116	200	_
その他	5, 092	43, 065	34, 097	33, 327	163, 443	7,042
貸出金 (*2)	666, 747	536, 258	386, 307	294, 318	366, 710	816, 744
合計	1, 048, 615	660, 628	495, 531	388, 243	557, 951	872, 786

- (*1) 預け金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。
- (*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない67,554百万 円、期間の定めのないもの260,679百万円は含めておりません。
- (注3) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*1)	3, 799, 859	196, 917	20, 994	198	248	_
譲渡性預金	128, 635	_	_	_	<u> </u>	_
コールマネー及び売渡手形	23,000	_	_	_	_	_
債券貸借取引受入担保金	8,656	_			<u> </u>	_
借用金(*2)	11, 230	3, 246	66, 345			
合計	3, 971, 382	200, 164	87, 340	198	248	_

- (*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (*2) 借用金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに 分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の 算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属 するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 当連結会計年度(令和5年3月31日)

ロ 八	時価 (百万円)				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託	_	1, 108	_	1, 108	
商品有価証券及び有価証券					
売買目的有価証券					
国債・地方債等	154	323	_	478	
その他有価証券					
国債・地方債等	74, 866	160, 007	_	234, 873	
社債	_	40, 849	24, 661	65, 511	
株式	25, 879	_	_	25, 879	
その他	52, 902	265, 018	_	317, 921	
デリバティブ取引					
通貨関連	_	1, 147	_	1, 147	
資産計	153, 802	468, 455	24, 661	646, 919	
デリバティブ取引					
金利関連	_	0	_	0	
通貨関連	<u> </u>	3, 954	_	3, 954	
クレジット・デリバティブ	_	<u> </u>	42	42	
負債計	<u> </u>	3, 954	42	3, 996	

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月 17日) 第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項 の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は5,540百万円であります。

(*2)第24-	(*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額					(当	单位:百万円)
	当期の損益プ 包括	スはその他の 利益		投資信託の	投資信託の		当期の損益に 計上した額の
期首 残高	損益に計上	その他の包 括利益に計 上(*)	購入、売却 及び償還の 純額	基準価額を 時にと を た額	基準価額を 時価といこと とした額	期末 残高	うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 投資信託の評 価損益
2, 790	_	110	2, 639	5, 540		5, 540	_

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当連結会計年度(令和5年3月31日)

当	H /						
17.1		時価 (百万円)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
有価証券							
満期保有目的の債券							
社債	_	_	29, 345	29, 345			
貸出金	_	_	3, 372, 047	3, 372, 047			
資産計	_	_	3, 401, 393	3, 401, 393			
預金	_	4, 018, 504	_	4, 018, 504			
譲渡性預金	_	128, 642	_	128, 642			
借用金	_	73, 202	7, 622	80, 825			
負債計	_	4, 220, 349	7,622	4, 227, 971			

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券につい ては、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によ っております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベ

ル2の時価に分類しております。 なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しておりま す

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。 主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又 は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時 価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を



算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約等)及びクレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ、倒産確率等であります。時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約等)が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)が含まれます。

- (注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(令和5年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 その他有価証券				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%~0.84%	0.06%
デリバティブ取引				
クレジット・ デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%



(単位・百万円)

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度(令和5年3月31日)

コ 生 相 云 町 十 及 (1 和					(+11/	· □ /J 1/		
	期首残高	当期の損益 他の包 損益に 計上 (*1)	金又はその 括利益 その他の 包括利益 に計上 (*2)	購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル 3 の時価へ の振替	レベル 3 の時価か らの振替	期末残高	当期の上う借いる 場別という はこれる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はい
有価証券 その他有価証券 私募債	21, 187	_	Δ1	3, 475	_	_	24, 661	(*1)
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	_	△42	_	_	_	_	△42	△42

- (*1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。
- (*2)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門(バック・オフィス)が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加(減少)は、それ単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加(減少)は、単独では、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

徳島大正銀行及び香川銀行は、確定給付型の制度(企業年金基金制度)と確定拠出年金制度を併設し、これについては退職給付信託を設定しております。この他、徳島大正銀行は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	12,290百万円
勤務費用	453百万円
利息費用	102百万円
数理計算上の差異の発生額	△312百万円
退職給付の支払額	△573百万円
過去勤務費用の発生額	一百万円
その他	一百万円
退職給付債務の期末残高	11,959百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	18,002百万円
期待運用収益	197百万円
数理計算上の差異の発生額	△213百万円
事業主からの拠出額	743百万円
退職給付の支払額	△560百万円
その他	一百万円
年金資産の期末残高	18,169百万円



(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	11,945百万円
年金資産	△18,169百万円
	△6,224百万円
非積立型制度の退職給付債務	14百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,210百万円
退職給付に係る負債	148百万円
退職給付に係る資産	△6,358百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,210百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

医峨眉门复用及UTC 2/1100 15 日 2/1 至镇	
勤務費用	453百万円
利息費用	102百万円
期待運用収益	△197百万円
過去勤務費用の費用処理額	56百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△223百万円
その他	一百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	191百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	56百万円
数理計算上の差異	△124百万円
その他	—百万円
合計	△67百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△113百万円
未認識数理計算上の差異	1,144百万円
その他	一 百万円
合計	1,030百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40%
株式	31%
現金及び預金	4%
一般勘定	5%
その他	18%
合計	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が14%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

 割引率
 0.8%~1.3%

 長期期待運用収益率
 1.1%~1.2%

 予想昇給率
 2.8%~6.4%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は171百万円であります。



(ストック・オプション等関係) 1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 営業経費

130百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプションの内容

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区 分及び人数	当社、株式会社徳島銀 行及び株式会社香川銀 行の全取締役21名	当社、株式会社徳島銀 行及び株式会社香川銀 行の全取締役21名	当社、株式会社徳島銀 行及び株式会社香川銀 行の全取締役22名	当社、株式会社徳島銀 行及び株式会社香川銀 行の取締役22名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 546,000株	普通株式 550,400株	普通株式 513,400株	普通株式 378,000株
付与日	平成23年7月25日	平成24年7月23日	平成25年7月24日	平成26年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年7月26日から 平成53年7月25日まで	平成24年7月24日から 平成54年7月23日まで	平成25年7月25日から 平成55年7月24日まで	平成26年7月25日から 平成56年7月24日まで

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区 分及び人数	当社、株式会社徳島銀 行及び株式会社香川銀 行の取締役22名	当社、株式会社徳島銀 行、株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役31名	当社、株式会社徳島銀 行、株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役31名	当社、株式会社徳島銀 行、株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役31名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 295, 200株	普通株式 778,500株	普通株式 433,600株	普通株式 526,700株
付与日	平成27年7月23日	平成28年7月21日	平成29年7月20日	平成30年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	平成27年7月24日から 平成57年7月23日まで	平成28年7月22日から 平成58年7月21日まで	平成29年7月21日から 平成59年7月20日まで	平成30年7月26日から 平成60年7月25日まで

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区 分及び人数	当社、株式会社徳島銀 行、株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役29名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役30名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役28名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役24名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 656,800株	普通株式 683,100株	普通株式 589,000株	普通株式 477,600株
付与日	令和元年7月24日	令和2年7月22日	令和3年7月21日	令和4年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	令和元年7月25日から 令和31年7月24日まで	令和2年7月27日から 令和32年7月26日まで	令和3年7月26日から 令和33年7月25日まで	令和4年7月22日から 令和34年7月21日まで

⁽注) 株式数に換算して記載しております。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 当連結会計年度(令和5年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。 ① ストック・オプションの数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	183, 400	219, 200	214, 900	171, 200
付与			_	_
失効	_	_	_	
権利確定	76,000	76,000	67, 700	50, 100
未確定残	107, 400	143, 200	147, 200	121, 100
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	_	_	_	_
権利確定	76, 000	76, 000	67, 700	50, 100
権利行使	76,000	76,000	67, 700	50, 100
失効	_	_	_	_
未行使残			_	_

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	131,000	406, 400	266, 400	351, 200
付与	_	_		-
失効		_		_
権利確定	37, 700	132, 600	82, 300	97, 900
未確定残	93, 300	273, 800	184, 100	253, 300
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末		_		_
権利確定	37, 700	132, 600	82, 300	97, 900
権利行使	37, 700	132, 600	82, 300	97, 900
失効	_	_	_	_
未行使残	_	_	_	_

	平成31年	平成31年 令和2年		令和4年	
	ストック・オプション	ストック・オプション	令和3年 ストック・オプション	ストック・オプション	
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	475, 600	603, 400	589, 000	_	
付与	_	_	_	477, 600	
失効	_	_	_	_	
権利確定	128, 200	128, 900	96, 500	_	
未確定残	347, 400	474, 500	492, 500	477, 600	
権利確定後(株)					
前連結会計年度末				_	
権利確定	128, 200	128, 900	96, 500		
権利行使	128, 200	128, 900	96, 500	_	
失効	_	_	_	_	
未行使残	_	_	_	_	

② 単価情報

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	
行使時平均株価	311円	311円	311円	311円	
付与日における公正 な評価単価	1株当たり 317円	1株当たり 270円	1株当たり 353円	1株当たり 385円	

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	
行使時平均株価	311円	311円	311円	311円	
付与日における公正 な評価単価	1株当たり 530円	1株当たり 310円	1株当たり 489円	1株当たり 438円	

	平成31年		令和2年		令和3年		令和4年	
	ストック・オブ	゚ション	ストック・オン	プション	ストック・オス	プション	ストック・オフ	プション
権利行使価格	1株当たり	1円	1株当たり	1円	1株当たり	1円	1株当たり	1円
行使時平均株価		311円		311円		311円		一円
付与日における公正 な評価単価	1株当たり	314円	1株当たり	302円	1株当たり	246円	1株当たり	263円



3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された令和4年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショ―ルズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		令和4年ストック・オプション
株価変動性	(注1)	31.1%
予想残存期間	(注2)	6. 2年
予想配当	(注3)	1株当たり 9円
無リスク利子率	(注4)	0.10%

- (注) 1. 平成28年5月2日の週から令和4年7月11日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
 - 2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。
 - 3. 令和4年3月期の配当実績
 - 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り
- 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

姆亚科全資産

深处忧玉貝烓	
税務上の繰越欠損金	50百万円
貸倒引当金	6,310
減価償却費	935
未払事業税	221
その他有価証券評価差額金	1,956
有価証券評価損	324
退職給付に係る負債	40
連結会社間内部利益消去	26
その他	1, 515
繰延税金資産小計	11, 381
評価性引当額	$\triangle 4,797$
繰延税金資産合計	6, 584
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	$\triangle 682$
退職給付に係る資産	$\triangle 1,450$
時価評価による簿価修正額	$\triangle 946$
その他	△108
繰延税金負債合計	△3, 188
繰延税金資産(負債)の純額	3,396百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。



(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

当社グループの一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務及び不動産賃貸契約に係る原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

有害物質を除去する義務については、将来の資産除去に係る費用全額を、資産除去債務の金額としております。

不動産賃貸契約に係る原状回復義務については、使用見込期間を取得から 1 年~50年と見積り、割引率は \triangle 0. 13%~2. 30%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	314百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	21
時の経過による調整額	1
資産除去債務の履行による減少額	25
その他の増減額 (△は減少)	1
期末残高	313百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当連結会計年度(百万円) (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
役務取引等収益	7, 187
預金・貸出金業務	816
為替業務	1, 479
証券関連業務	1, 302
代理業務	905
保護預り・貸金庫業務	75
その他業務	2, 608
顧客との契約から生じる経常収益	7, 187
上記以外の経常収益	72, 667

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額1,506円76銭1株当たり当期純利益87円71銭潜在株式調整後1株当たり当期純利益86円04銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益 普通株主に帰属しない金額 一百万円 普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益 普通株式の期中平均株式数 14,168百万円 14,168百万円 161,528千株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益調整額 —百万円 普通株式増加数 3,139千株 うち新株予約権 3,139千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めなか

った潜在株式の概要

3. 従業員持株ESOP信託が保有する当社株式の期中平均株式数404千株を、「1株当たりの当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たりの当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



時価等情報 (連結)

■有価証券関係

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度		
(里)块	当事業年度の損益に含まれた評価差額	当事業年度の損益に含まれた評価差額		
売買目的有価証券	△3	△5		

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	迁牧		令和3年度		令和4年度			
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額	連結貸借対照表計上額	時価	差額	
	国債	_	_	_	_	_		
	地方債	_	_	_	_	_	_	
時価が連結貸借対照表	短期社債	_	_	_	_	_	_	
計上額を超えるもの	社債	18, 489	18, 674	185	15, 511	15, 623	112	
	その他	_		_	_	_	_	
	小計	18, 489	18, 674	185	15, 511	15, 623	112	
	国債	_		_	_	_	_	
	地方債	_	_	_	_	_	_	
時価が連結貸借対照表	短期社債	_	_	_	_	_	_	
計上額を超えないもの	社債	8, 709	8, 582	△127	13, 934	13, 722	△212	
	その他	_	_	_	_	_	_	
	小計	8, 709	8, 582	△127	13, 934	13, 722	△212	
合計		27, 199	27, 256	57	29, 446	29, 345	△100	

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度			
	性無	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	
	株式	29, 285	18, 081	11, 204	22, 969	13, 726	9, 242	
	債券	67, 212	66, 626	585	54, 383	53, 680	702	
	国債	16, 443	16, 274	168	18, 798	18, 387	410	
連結貸借対照表計上額が	地方債	10, 856	10, 813	43	6, 662	6, 641	21	
取得原価を超えるもの	短期社債	_	_	_	_	_	_	
	社債	39, 912	39, 538	373	28, 922	28, 652	270	
	その他	121, 964	111, 279	10, 684	94, 370	89, 330	5, 040	
	小計	218, 462	195, 988	22, 474	171, 723	156, 737	14, 985	
	株式	8, 752	9, 638	△885	2,910	3, 227	△317	
	債券	281, 763	284, 191	△2, 427	246, 001	250, 677	△4, 675	
	国債	54, 374	55, 782	△1, 408	56, 067	59, 227	△3, 159	
連結貸借対照表計上額が	地方債	158, 073	158, 711	△638	153, 345	154, 417	△1,072	
取得原価を超えないもの	短期社債	_	_	_		_		
	社債	69, 316	69, 697	△381	36, 588	37, 031	△443	
	その他	180, 958	188, 757	△7, 798	229, 607	244, 256	△14, 648	
	小計	471, 475	482, 587	△11, 112	478, 519	498, 160	△19, 641	
合計		689, 937	678, 575	11, 362	650, 242	654, 898	△4, 655	



4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円) 令和3年度 令和4年度 種類 売却額 売却益の合計額 売却損の合計額 売却額 売却益の合計額 売却損の合計額 株式 12,680 1,342 22, 191 2,821 756 債券 26, 165 84 224 37, 248 55 369 国債 16, 145 67 13,772 48 227 209 地方債 短期社債 社債 10,020 17 14 23, 476 6 141 3, 621 その他 71,599 2, 164 1,949 78,748 1,484 合計 3,591 110, 445 2,930 138, 188 4,360 4, 754

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価 が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて は、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以 下「減損処理」という。) しております。

前連結会計年度において減損処理額は、0百万円(うち株式0百万円、その他一百万円)であります。 当連結会計年度における減損処理額は、5百万円(うち株式5百万円、その他一百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上 下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過 去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

種類	令和3年度	令和4年度
運用目的の金銭の信託		
連結貸借対照表計上額	1, 327	1, 108
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	_	

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度
評価差額	11, 385	△4, 532
その他有価証券	11, 385	△4, 532
その他の金銭の信託	_	_
(+) 繰延税金資産	_	1, 458
(△) 繰延税金負債	3, 430	_
その他有価証券評価差額金(持分 相当額調整前)	7, 954	$\triangle 3,073$
(△) 非支配株主持分相当額	224	178
(+) 持分法適用会社が所有する その他有価証券に係る評価差額金 のうち親会社持分相当額	_	_
その他有価証券評価差額金	7, 730	△3, 251

⁽注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額令和3年度23百万円(益)、令和4年 度123百万円(益)を含めております。



デリバティブ取引関係 (連結)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (単位:百万円)

		令和3年度				令和4年度			
区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
占與	受取変動・支払固定	581	81	$\triangle 2$	$\triangle 2$	73	73	$\triangle 0$	△0
	合計			$\triangle 2$	$\triangle 2$			$\triangle 0$	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

		令和3年度				令和4年度			
区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
	為替予約								
店頭	売建	224, 374	136	△7, 911	△7, 911	267, 323	_	△2, 924	△2, 924
	買建	33, 982	268	1,752	1, 752	14, 780		93	93
	合計			△6, 158	△6, 158			△2,830	△2,830

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- (3) **株式関連取引** 該当ありません。
- (**4**) **債券関連取引** 該当ありません。
- (5) **商品関連取引** 該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

(単位:百万円)

		令和3年度				令和4年度			
区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
	クレジット・								
	デフォルト・								
店頭	スワップ								
	売建	_	_	_	_	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_	1, 992	1, 992	△42	△42
	合計			_	_			$\triangle 42$	△42

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) **金利関連取引** 該当ありません。

(2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度				
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の 貸出金	431	_	△32	外貨建の 貸出金	451	_	23
	計				$\triangle 32$				23

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引 該当ありません。

(**4**) **債券関連取引** 該当ありません。



自己資本の充実の状況(連結)

当社グループは、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱(市場規律))として、連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資

連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当社グループは、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法 (注) を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

		(十四:日/9/17/
項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	231, 486	244, 482
うち、資本金及び資本剰余金の額	50, 972	50, 890
うち、利益剰余金の額	182, 386	195, 000
うち、自己株式の額 (△)	1, 142	595
うち、社外流出予定額(△)	729	812
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	763	716
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額	763	716
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	1, 215	1, 005
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	- 1,210	- 1,000
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11, 272	10, 256
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11, 272	10, 256
うち、適格引当金コア資本算入額	11, 272	10, 200
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれ		
適俗に行系傾的が久後元体の領のプラ、コノ貝本に保る差距項目の領に占まれ る額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1, 200	600
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額	,	
のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額	199	100
のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	434	198
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	246, 572	257, 360
コア資本に係る調整項目 (2)	240, 372	201, 300
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額		
の合計額	951	774
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	_	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	951	774
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	60	50
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額	4, 075	4, 421
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	4, 421
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの 額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも		
のの額	-	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの	_	_
数		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも のの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5, 087	5, 246
自己資本		•
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	241, 484	252, 114
	,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·



(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2, 632, 582	2, 742, 264
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1, 306	210
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,500	_
うち、上記以外に該当するものの額	193	210
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	98, 820	100, 525
信用リスク・アセット調整額		_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2, 731, 403	2, 842, 789
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.84%	8. 86%

■定性的な開示事項

■連結の範囲

告示第15条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「持株会社グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下、「会計連結範囲」という。)に含まれる会社は同一であり、持株会社グループのうち連結子会社の概要は以下のとおりであります。

会社の名称	主要な業務の内容
株式会社徳島大正銀行	銀行業務
株式会社香川銀行	銀行業務
トモニシステムサービス株式会社	銀行業務に係るコンピューター関連業務
株式会社徳銀ビジネスサービス	銀行各種事務受託、代行業務
香川ビジネスサービス株式会社	銀行各種事務受託、代行業務
トモニリース株式会社	リース業務
トモニカード株式会社	クレジットカード業務
株式会社徳銀キャピタル	ベンチャーキャピタル業務 不動産等担保評価業務
大正信用保証株式会社	信用保証業務

(注) 比例連結の対象となる金融業務を営む関連法人等、持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に 含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対 照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容、持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動 に係る制限等については、該当ありません。



■自己資本調達手段(その金額の全部又は一部が、告示第14条の算式におけるコア資本に係る基礎 項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

当社グループは、自己資本調達手段として、普通株式、新株予約権及び劣後債務により資本調達を行っております。

(令和3年度)

普通株式

発行主体	トモニホールディングス株式会社
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	49,830百万円

(注) コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、普通株式に係る資本金及び資本剰余金の額から、純資産の部に計上された自己株式の額を控除した額であります。

新株予約権

発行主体	トモニホールディングス株式会社
資本調達手段の種類	新株予約権
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,215百万円

劣後債務

発行主体	株式会社徳島大正銀行
資本調達手段の種類	劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,200百万円
償還期限の有無	無

(令和4年度)

普通株式

発行主体	トモニホールディングス株式会社
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	50, 294百万円

(注) コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、普通株式に係る資本金及び資本剰余金の額から、純資産の部に計上された自己株式の額を控除した額であります。

新株予約権

発行主体	トモニホールディングス株式会社
資本調達手段の種類	新株予約権
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,005百万円

劣後債務

発行主体	株式会社徳島大正銀行
資本調達手段の種類	劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	600百万円
償還期限の有無	無



■持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社及び銀行子会社(以下、「当社グループ」という。)では、統合的リスク管理の一環として、各種リスクを個別の方法で評価したうえで、一元的に把握し、リスクの総量を自己資本の範囲内で適切に管理するように努めております。また、自己資本比率についても、自己資本の充実度を評価する指標と位置づけており、十分な自己資本を確保するよう努めております。

■信用リスク

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ない し消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、貸出業務を行う際、お客さまの財務内容や資金 使途、返済能力などを総合的に勘案して適切な審査を行っています。また、信用リスク管理部門は、信用格付を活用 してリスク量計測や貸出資産ポートフォリオのモニタリングを行うことにより、適切な信用リスク管理に努めており ます。

リスク管理の状況につきましては、定期的又は必要に応じて、リスク管理に関する委員会、取締役会等に報告を行っております。

自己査定と償却・引当

当社グループでは、自己査定基準及び償却・引当規程を定め、適切な償却・引当を行っております。貸倒引当金は、償却・引当規程に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、信用リスクの程度に応じて区分し、過去の貸倒実績率等に基づき計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、過去の貸倒実績率に基づき計算した額又は債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を個別貸倒引当金として、計上を行っております。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当社グループでは、自己資本比率算出上の信用リスク・アセットの算出に当たっては、「標準的手法」を採用しておりますが、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、日本格付研究所(JCR)、格付投資情報センター(R&I)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ(Moody's)の4社の格付を使用しております。なお、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と自行預金の相殺により保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

銀行子会社では、貸出等の与信行為を行うに当たり返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で信用リスクを軽減するために担保や保証等をいただくことがあります。銀行子会社が適用している担保や保証の種類としましては、担保では預金、有価証券、不動産等、保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体、一般の保証会社等による保証があります。担保や保証の評価や管理等の手続については、銀行子会社が定める内部規定に基づいて適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と自行預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国 為替、デリバティブ取引等を対象としており、銀行子会社が定める内部規定に基づいて手続を行います。

なお、自己資本比率算出に当たっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保、適格保証及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社グループにおける派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、債券先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手ごとに信用リスク限度枠を設定することなどにより、適切にリスク管理を行っております。

当社グループでは、派生商品取引に係る担保による保全や引当の算定は行っておりません。また、担保を追加的に 提供することが必要となることがありますが、当社グループは担保として提供可能な資産を充分保有しております。 なお、当社グループでは、有価証券等の長期決済期間取引は該当ありません。



■証券化エクスポージャー

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

徳島大正銀行

証券化商品への投資は証券国際部で実施し、そのためのリスクを認識し、評価・計測し、定例的あるいは必要に応じてリスク管理委員会等へ報告する態勢を構築しております。

証券化商品・再証券化商品への投資方針は、半期毎にALM委員会の協議を経て策定する、有価証券運用方針において定めることとしております。

保有する証券化商品・再証券化商品に関するモニタリング・報告については、内部規程により証券国際部において 継続的に実施する方針としております。

なお、証券化取引へのオリジネーター、投資家、サービサー等としての関与はありません。ただし、投資しているファンドの中には、証券化エクスポージャーが若干存在し、自己資本比率算出に当たっては、標準的手法により信用リスク・アセット額を算出しております。

香川銀行

証券化商品への投資は市場金融部で実施し、そのためのリスクを認識し、評価・計測し、定例的あるいは必要に応じてリスク管理委員会等へ報告する態勢を構築しております。

保有する証券化商品・再証券化商品に関するモニタリング・報告については、内部規程により市場金融部において 継続的に実施する方針としております。

なお、証券化取引へのオリジネーター、投資家、サービサー等としての関与はありません。ただし、投資しているファンドの中には、証券化エクスポージャーが若干存在し、自己資本比率算出に当たっては、標準的手法により信用リスク・アセット額を算出しております。

告示第226条第1項第1号から第4号まで(告示第280条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

徳島大正銀行

証券化商品への投資は証券国際部で実施し、そのためのリスクを認識し、評価・計測し、定例的あるいは必要に応じてリスク管理委員会等へ報告する態勢を構築しております。

証券化商品・再証券化商品への投資方針は、半期毎にALM委員会の協議を経て策定する、有価証券運用方針において定めることとしております。

保有する証券化商品・再証券化商品に関するモニタリング・報告については、内部規程により証券国際部において 継続的に実施する方針としております。

なお、証券化取引へのオリジネーター、投資家、サービサー等としての関与はありません。

香川銀行

証券化商品への投資は市場金融部で実施し、そのためのリスクを認識し、評価・計測し、定例的あるいは必要に応じてリスク管理委員会等へ報告する態勢を構築しております。

保有する証券化商品・再証券化商品に関するモニタリング・報告については、内部規程により市場金融部において 継続的に実施する方針としております。

なお、証券化取引へのオリジネーター、投資家、サービサー等としての関与はありません。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当社グループでは、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当社グループでは、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当社グループでは、マーケット・リスク相当額不算入の特例により、マーケット・リスク相当額は算出しておりません。



持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別該当ありません。

持株会社グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券 化取引(持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャー を保有しているものの名称

該当ありません。

証券化取引に関する会計方針

当社グループでは、オリジネーターとしての証券化取引の保有はなく、投資家として保有する証券化取引に関しては、その他の取引と同様、一般に認められる会計方針に基づき適切に会計処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当社グループが証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、日本格付研究所 (JCR)、格付投資情報センター (R&I)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、ムーディーズ (Moody's)の4社の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

内部評価方式を用いている場合には、その概要

内部評価方式は用いておりません。

定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

■オペレーショナル・リスク

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクをいいます。当社グループでは、オペレーショナル・リスクを、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」に分類し、それぞれのリスクごとに管理部門を定めて管理を行っております。

各管理部門は、オペレーショナル・リスクに関する方針及び規程に基づき、リスク状況の的確な把握と対応策の検 討等を行い、リスク削減に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当社グループでは、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、「基礎的手法」 を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。



■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社グループでは、金利、為替、株式等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを市場リスクと定義し、市場リスクの管理部門がリスクの状況をモニタリングしております。

出資等又は株式等のリスク管理につきましては、定期的に評価損益やバリュー・アット・リスク等のリスク量の把握を行い、定期的又は必要に応じて、リスク管理に関する委員会、取締役会等に報告を行っております。

■金利リスク

リスク管理の方針及び手続の概要

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産・負債、オフバランス取引の経済価値が変動し、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当社グループにおいて、金利リスク計測の対象とする範囲は、金利感応性がある資産・負債、オフバランス取引です。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当社グループでは、金利リスクを含む市場リスクに対して、リスク・リミットを設定し、その遵守状況については、毎月、グループリスク管理委員会に報告しております。グループリスク管理委員会では、遵守状況をモニタリングするとともに、金利リスクを含む市場リスクをコントロールしております。

なお、リスク・リミットは、半期に一回、見直しを行うこととしており、取締役会の承認を得ております。

③金利リスク計測の頻度

当社グループでは、銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の経済価値変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しております。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当社グループでは、金利リスクのヘッジを目的として、主に金利スワップ取引、債券先物取引、債券ベアファンドを活用しております。

金利リスクの算定方法の概要

令和3年度

開示告示に基づく定量的開示の対象となる∠EVE及び∠NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

金利リスクの算定に当たっては、流動性預金の一部をコア預金とみなして、金利改定の満期を割り当てております。コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をいいます。コア預金については、内部モデルを使用して、過去の預金残高の動向から将来の預金残高推移を保守的に予測することで実質的な満期を計測しております。予測に当たっては、市場金利に対する預金金利の追随率を考慮しております。

コア預金考慮後の流動性預金の前提は以下のとおりです。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.8年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は、保守的な前提により算定(金融庁が定める設定値を使用)しております。

算定の前提となる割引金利については、スプレッドを含めずリスクフリーレートを使用し、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。

持株会社グループの∠EVEは、自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。



今和4年度

開示告示に基づく定量的開示の対象となる∠EVE及び∠NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

金利リスクの算定に当たっては、流動性預金の一部をコア預金とみなして、金利改定の満期を割り当てております。コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をいいます。コア預金については、内部モデルを使用して、過去の預金残高の動向から将来の預金残高推移を保守的に予測することで実質的な満期を計測しております。予測に当たっては、市場金利に対する預金金利の追随率を考慮しております。

コア預金考慮後の流動性預金の前提は以下のとおりです。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.8年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は、保守的な前提により算定(金融庁が定める設定値を使用)しております。

複数の通貨の集計に当たっては、通貨間の相関は考慮せず、∠EVE若しくは∠NIIが正となる通貨のみ単純合算しております。

算定の前提となる割引金利については、スプレッドを含めずリスクフリーレートを使用し、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。

持株会社グループの∠EVEは、自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。

銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる LEVE及び NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

△EVE及び△NIIのほかに、金利リスクを含む市場リスクをバリュー・アット・リスクにより算定しております。バリュー・アット・リスクとは、過去の市場データを利用して、統計的手法により推計した最大損失額をいいます。市場変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を1年、信頼区間を99%としております。保有期間については、政策投資株、預金・貸出等は120日、政策投資株を除く有価証券は60日としております。



■定量的な開示事項

■その他金融機関等(告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 (単位:百万円)

現金		令和3年度		令和4年度		
「黄産 (ナン・バランズ)項目	項目		1 2 4	1 11	1 2 4	
現が国の中央政府及び中央銀行向け	【答案 (オン・バランフ) 頂目】	777-7691	川女日し貝平領	<i>y // y - y - E y F</i>	川女日山貝平領	
我が国の中央教育及び中央銀行向け 11,321 452 4,358 174	== , · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_			_	
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際法を銀行等向け		11 001	450	4.050	174	
投が国の地方公共団体向け		11, 321	452	4, 358	174	
外国の中央政府等以外の公共総門向け		_	_	_		
国際開発銀行向け		_	_	_		
地方公共団体金融機構向け 1,879		_		_		
表が国の政府関係機関向け 3,618	<u> </u>	+	_	_		
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		3, 618		3, 041	121	
接入等向け						
中小企業等向け及び個人向け 500,737 20,029 512,450 20,498 20		14, 907	596	13, 885	555	
抵当権付住宅ローン	法人等向け	1, 290, 956	51, 638	1, 364, 222	54, 568	
不動産取得等事業向け	中小企業等向け及び個人向け	500, 737	20, 029	512, 450	20, 498	
三月以上延滞等	抵当権付住宅ローン	87, 461	3, 498	90, 343	3, 613	
三月以上延滞等	不動産取得等事業向け	522, 837	20, 913	560, 895	22, 435	
信用保証協会等による保証付		1,754	70	1,737	69	
信用保証協会等による保証付	取立未済手形	_ ´ _	_			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 ー ー ー ー ー ー ー ー 日 一 日 一 日 <td></td> <td>11, 471</td> <td>458</td> <td>11, 703</td> <td>468</td>		11, 471	458	11, 703	468	
出資等						
(うち出資等のエクスポージャー) 35,669 1,426 26,135 1,045 (うち重要な出資のエクスポージャー) — — — — — — — — 上記以外 71,207 2,848 68,496 2,739 (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段にあらち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 0ものに係るエクスポージャー) 100 — — — 0ものに係るエクスポージャー) 11,385 455 10,872 434 (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関 — — — — — — 0 1,385 年末等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関 — — — — — — — 0 1,5 5 8 大 2 の他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) 57,320 2,292 57,623 2,304 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		35 669	1 426	26 135	1 045	
(うち重要な出資のエクスポージャー)						
上記以外		- 00,000	1, 120	20, 100	- 1,010	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 2,500 100 ――――――――――――――――――――――――――――――――	() = ===== () /	71 207	9 949	69 406	2 720	
式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 2,500 100		11, 201	2,040	00, 430	2, 100	
のものに係るエクスポージャー) (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 11,385 455 10,872 434 (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)		2 500	100		_	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うちま」以外のエクスポージャー) (うちま」下で要件適用分) (うちま」下で要件適用分) (うちま」下で要件適用分) (うちま」下で要件適用分) (うちま」下で要件適用分) (うちかングート方式) (うちのシク・スルー方式) (うちをンデート方式) (うちを対しているなし計算が適用されるエクスポージャー 51,178 2,047 51,723 2,068 (うちマンデート方式) (うちを対しているが適用されるエクスポージャー 51,178 2,047 51,723 2,068 (うちマンデート方式) (うち素然性方式 (250%)) (うち素然性方式 (250%)) (うち素然性方式 (250%)) (うちフォールバック方式 (1250%)) (うちフォールバック方式 (1250%)) (うちでマットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなものの額		2, 500	100			
スポージャー) 11,385 455 10,872 434 (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関すら、その他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	(るた性定項目のるた調敷項目に管えなわない部分に係るエカ					
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うちと記以外のエクスポージャー) (うちまTC要件適用分)		11, 385	455	10,872	434	
る他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関 するエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うちSTC要件適用分) 一 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー						
するエクスポージャー					_	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うちSTC要件適用分) (うちまSTC要件適用分) (うち非STC要件適用分) (うち非STC要件適用分) (うち非STC要件適用分) (うちまSTC要件適用分) (うちまSTC要件適用分) (うちま・ローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー						
ない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段の うち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基 準額を上回る部分に係るエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) (うちSTC要件適用分) (うち非STC要件適用分) 一 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —						
うち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) 57,320 2,292 57,623 2,304 証券化 -						
準額を上回る部分に係るエクスポージャー) 57,320 2,292 57,623 2,304 証券化		_	_	_	_	
(うち上記以外のエクスポージャー) 57,320 2,292 57,623 2,304 証券化						
 証券化 (うちSTC要件適用分) 一 円 円		57 320	2 202	57 623	2 304	
(うちSTC要件適用分)		31, 320	2, 232	01,020	2, 304	
(うち非STC要件適用分) ー ー ー ー 再証券化 ー ー ー ー リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー 51,178 2,047 51,723 2,068 (うちルック・スルー方式) 50,898 2,035 51,460 2,058 (うちマンデート方式) 280 11 263 10 (うち蓋然性方式 (250%)) ー ー ー ー (うち蓋然性方式 (400%)) ー ー ー ー (うちフォールバック方式 (1250%)) ー ー ー ー 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 ー ー 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 ー ー		_	_	_		
再証券化 一 一 一 一 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー 51,178 2,047 51,723 2,068 (うちルック・スルー方式) 50,898 2,035 51,460 2,058 (うちマンデート方式) 280 11 263 10 (うち蓋然性方式 (250%)) 一 一 一 一 (うちろ素然性方式 (400%)) 一 一 一 一 (うちフォールバック方式 (1250%)) 一 一 一 一 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 — —			_			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー 51,178 2,047 51,723 2,068 (うちルック・スルー方式) 50,898 2,035 51,460 2,058 (うちマンデート方式) 280 11 263 10 (うち蓋然性方式 (250%)) - - - - (うちフォールバック方式 (1250%)) - - - - 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 - - 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 - -	12 - 21 - 2111 - 2122	_	_			
(うちルック・スルー方式) 50,898 2,035 51,460 2,058 (うちマンデート方式) 280 11 263 10 (うち蓋然性方式 (250%)) - - - - (うち蓋然性方式 (400%)) - - - - (うちフォールバック方式 (1250%)) - - - - 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 - -		= ==		= ==		
(うちマンデート方式) 280 11 263 10 (うち蓋然性方式 (250%)) - - - - (うち蓋然性方式 (400%)) - - - - (うちフォールバック方式 (1250%)) - - - - 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 - -						
(うち蓋然性方式 (250%)) - - - - (うち蓋然性方式 (400%)) - - - - (うちフォールバック方式 (1250%)) - - - - 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 - -						
(うち蓋然性方式(400%)) ー ー ー ー (うちフォールバック方式(1250%)) ー ー ー ー 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 △1,500 △60 ー ー		280	11	263	10	
(うちフォールバック方式 (1250%))ーーーーー経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額19372108他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 \triangle 1,500 \triangle 60ーー			_	_		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 193 7 210 8 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 \triangle 1,500 \triangle 60 $ -$			_	_		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 \triangle 1,500 \triangle 60 $ -$			_			
過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 \square	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	193	7	210	8	
適措直によりサスク・チでットの領に昇入されなかつにものの領		↑1 500	∧ 60	_		
資産 (オン・バランス) 計2,603,797104,1512,709,584108,383		, i				
	資産 (オン・バランス) 計	2, 603, 797	104, 151	2, 709, 584	108, 383	



(単位:百万円)

項目	令和:	3年度	令和 4	令和4年度		
供日	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額		
【オフ・バランス取引等項目】						
原契約期間が1年以下のコミットメント	611	24	1, 139	45		
短期の貿易関連偶発債務	117	4	184	7		
特定の取引に係る偶発債務	905	36	641	25		
原契約期間が1年超のコミットメント	11, 356	454	11, 735	469		
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4, 211	168	4, 165	166		
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	_	_	_	_		
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は 有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	350	14	_	_		
派生商品取引	4, 492	179	5, 925	237		
オフ・バランス取引等 計	22, 046	881	23, 791	951		
【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)	6, 738	269	8,888	355		
【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】	_	_		_		
合計	2, 632, 582	105, 303	2, 742, 264	109, 690		

⁽注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	
供日	所要自己資本額	所要自己資本額	
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエ クスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	105, 303	109, 690	
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	3, 952	4, 021	
合計	109, 256	113, 711	



■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和3年度 令和4年度			:					
	信用リスク	に関するエク	スポージャー	の期末残高	三月以上延滞エクスポージャー				三月以上延滞エ クスポージャー	
		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	の期末残高 (注3)		貸出金等 (注1)	債券	派生商品 取引(注2)	の期末残高 (注3)
国内計	4, 491, 405	3, 159, 337	514, 561	8, 811	2, 096	4, 368, 547	3, 319, 481	448, 771	4, 922	2, 080
国外計	289, 140	97, 163	166, 833	22, 124	_	361, 545	96, 461	205, 985	57, 307	
地域別合計	4, 780, 546	3, 256, 500	681, 395	30, 935	2, 096	4, 730, 093	3, 415, 943	654, 757	62, 229	2,080
製造業	228, 236	185, 214	24, 414	0	215	226, 659	195, 622	17, 127	0	208
農業、林業	9, 839	9, 626	180	_	4	10, 379	9, 966	380	_	2
漁業	4, 515	3, 755	730	_	8	5, 060	4, 380	680	_	8
鉱業、採石業、砂利採取業	7, 296	7, 296	_	_	2	7, 140	7,050	90	_	2
建設業	209, 159	199, 442	7,677	0	225	223, 096	214, 855	7, 890	0	315
電気・ガス・熱 供給・水道業	59, 288	51, 282	6, 170	_	_	67, 543	65, 501	803	_	_
情報通信業	25, 260	19, 360	4,667	_	_	23, 016	18, 496	3, 695	_	
運輸業、郵便業	295, 765	288, 933	6, 404	176	_	329, 595	324, 636	4, 569	131	3
卸売業、小売業	262, 721	249, 368	11, 377	9	349	270, 790	258, 173	11, 297	10	288
金融業、保険業	624, 896	65, 077	95, 822	30, 638	80	487, 952	65, 929	65, 539	62, 057	14
不動産業、物品賃貸業	856, 266	838, 333	16, 770	4	427	907, 053	886, 190	19, 712	29	352
各種サービス業	453, 630	440, 415	11, 196	_	61	458, 333	447, 136	10, 075	_	147
地方公共団体	288, 550	110, 498	177, 898	_	_	281, 079	113, 904	166, 970	_	_
その他	1, 455, 119	787, 895	318, 085	105	721	1, 432, 393	804, 099	345, 926	0	735
業種別合計	4, 780, 546	3, 256, 500	681, 395	30, 935	2, 096	4, 730, 093	3, 415, 943	654, 757	62, 229	2,080
1年以下	796, 375	739, 701	52, 209	4, 026		817, 326	777, 589	36, 336	2, 863	
1年超3年以下	377, 264	270, 182	106, 942	48		402, 247	277, 908	124, 095	_	
3年超5年以下	426, 932	274, 747	152, 116	_		379, 708	256, 544	123, 038	_	
5年超7年以下	299, 243	168, 666	130, 380	_		321,636	174, 935	146, 596	_	
7年超10年以下	588, 628	395, 987	192, 526	_		601, 331	436, 598	164, 514	_	
10年超	1, 447, 699	1, 401, 350	46, 323	_		1, 545, 887	1, 487, 059	58, 789	_	
期間の定めのないもの	844, 402	5, 865	896	26, 859		661, 956	5, 308	1, 385	59, 366	
残存期間別合計	4, 780, 546	3, 256, 500	681, 395	30, 935		4, 730, 093	3, 415, 943	654, 757	62, 229	

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
 - 2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
 - 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
 - 4. 期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

種類	期別	期首残高	当期増減額	期末残高
	令和3年度	11, 507	△234	11, 272
一	令和4年度	11, 272	△1,016	10, 256
個別貸倒引当金	令和3年度	10, 613	116	10, 730
四加貝因引言並	令和4年度	10, 730	1, 479	12, 209
特定海外債権引当勘定	令和3年度	_	_	_
付足(再)下頂惟引	令和4年度	_	_	_
- 合計	令和3年度	22, 121	△118	22, 003
	令和4年度	22, 003	462	22, 466



1,024

12, 209

(単位:百万円)

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

令和3年度 令和4年度 地域別·業種別 期首残高 当期増減額 期末残高 期首残高 当期増減額 期末残高 国内計 10,613 117 10,730 10,730 1,478 12, 209 国外計 地域別合計 10,613 117 10,730 10,730 1,478 12, 209 製造業 785 589 1,374 1,374 529 1,903 農業、林業 126 104 109 213 213 $\triangle 87$ 漁業 25 56 81 81 $\triangle 67$ 14 鉱業、 採石業、砂利採取業 533 $\triangle 17$ 516 516 $\triangle 513$ 2 建設業 756 18 774 774 128 903 電気・ガス・熱供給・水道業 0 2 1 1 1 1 $\triangle 90$ 情報通信業 240 $\triangle 74$ 166 166 75 運輸業、郵便業 726 $\triangle 218$ 508 508 $\triangle 35$ 473 卸売業、小売業 1,396 1,445 △78 1,445 1,367 49 金融業、保険業 14 4 18 18 $\triangle 1$ 16 不動産業、物品賃貸業 2,624 △59 2,565 2,565 717 3, 283 各種サービス業 2, 144 $\triangle 439$ 1,705 1,705 1,310 3,016

100

1, 359

10,730

1, 359

10, 730

 $\triangle 334$

1,478

1, 259

10,613

業種別の貸出会償却の額

地方公共団体 その他

業種別合計

業種別の貸出金償却の額		(単位:百万円)
業種別	令和3年度	令和4年度
製造業	18	36
農業、林業	_	1
漁業	_	<u> </u>
鉱業、採石業、砂利採取業	2	_
建設業	57	74
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_
情報通信業	19	_
運輸業、郵便業	2	63
卸売業、小売業	220	30
金融業、保険業	4	
不動産業、物品賃貸業	463	132
各種サービス業	96	94
地方公共団体	_	<u> </u>
その他	12	158
合計	897	592

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高 (単位:百万円)

	令和:	3 年度	令和 4	4 年度
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	86, 120	1, 318, 198	153, 042	1, 084, 331
10%	_	170, 694	_	152, 374
20%	128, 681	4, 395	125, 119	2, 476
35%	_	249, 859	_	258, 103
40%	500	_	_	_
50%	157, 825	156, 342	289, 691	307
70%	500	_	_	_
75%	_	582, 377	_	600, 992
100%	24, 804	1, 811, 746	17, 528	1, 923, 171
150%	_	782	1, 432	728
250%	_	4, 554	_	4, 349
合計	398, 433	4, 298, 952	586, 815	4, 026, 834

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定に当たり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格 付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 - 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の 格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエク スポージャーが含まれております。

告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号、第226条(告示第103条及び第105条において準用する場合 に限る。)並びに第226条の4第1項第1号及び第2号(告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。) の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 該当ありません。

¹¹⁷ (注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しており ます。



(単位:百万円)

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

		(12:77:17)
	令和3年度	令和4年度
適格金融資産担保	80, 214	109, 068
適格保証又はクレジット・デリバティブ	415, 883	407, 812

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	21, 077	43, 830
グロスのアドオンの合計額 (B)	10, 986	20, 234
与信相当額(担保による信用 (C) リスク削減効果勘案前)	32, 064	64, 064
派生商品取引	32, 064	64, 064
外国為替関連取引	15, 167	29, 680
金利関連取引	362	405
株式関連取引	_	_
その他取引	_	_
クレジット・デリバティブ	16, 533	33, 799
(A) + (B) - (C)	_	_
担保の額	_	35, 100
適格金融資産担保	_	35, 100
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	32, 064	28, 964

⁽注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位:百万円)

		令和3年度	令和4年度
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	_	_
	プロテクションの提供	78, 048	153, 164
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	_	_
トークル・リクーン・スクック	プロテクションの提供		_
合計	プロテクションの購入		
	プロテクションの提供	78, 048	153, 164

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	_	_

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる 証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。



■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる 出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和:	3年度	令和4年度			
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価		
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	38, 038		25, 879			
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	7, 950		9, 181			
合計	45, 988	45, 988	35, 060	35, 060		

売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却に伴う損益の額	869	1,849
償却に伴う損益の額	△202	△5

連結貸借対照表で認識され、かつ連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
連結貸借対照表で認識され、かつ連結損 益計算書で認識されない評価損益の額	10, 318	8, 925
連結貸借対照表及び連結損益計算 書で認識されない評価損益の額	_	_

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

計算方式	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式	123, 961	121, 399
マンデート方式	200	722
蓋然性方式 (250%)	_	_
蓋然性方式 (400%)	_	_
フォールバック方式(1250%)	_	_
合計	124, 162	122, 122

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセット を算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 2. 「マンデート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準(マンデート)に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 3. 「蓋然性方式(250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 4. 「蓋然性方式(400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
 - 5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番	·		EVE	∠NII		
快笛		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
1	上方パラレルシフト	22, 751	12, 005	17, 223	15, 117	
2	下方パラレルシフト	_	1, 234	1, 262	2, 351	
3	スティープ化	10, 445	4, 618			
4	最大値	22, 751	12, 005	17, 223	15, 117	
		令和4年	丰3月期	令和 5 年	F3月期	
5	自己資本の額	241, 484		252, 114		

⁽注)銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当社グループの金利リスク量計測の対象としておりません。



報酬等に関する開示事項(連結・単体)

■当社(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

■「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当社の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当社の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で対象従業員等に該当する者 は、徳島大正銀行及び香川銀行の取締役(社外取締役を除く。)です。

(7) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的には、徳島大正銀行及び香川銀行が該当します。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社や主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者でありますが、当社(グループ)では、徳島大正銀行及び香川銀行の取締役(社外取締役を除く。)が該当します。

■対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等については、株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額並びに監査等委員である取締役の報酬総額を決定しております。株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の各人別の配分については、社長(CEO)が報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定しております。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対して提言等を行うこととしております。また、監査等委員である取締役の報酬の各人別の配分については、常勤監査等委員が報酬案を策定し、監査等委員会が決定しております。

対象従業員等の報酬等の決定について

対象従業員等に該当する徳島大正銀行及び香川銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに監査等委員である取締役の報酬等については、徳島大正銀行及び香川銀行の株主総会で各々の報酬総額を決定しております。株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の各人別の配分については、頭取が報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の各人別の配分については、常勤監査等委員が報酬案を策定し、監査等委員会が決定しております。



■報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (令和4年4月~令和5年3月)
取締役会等(当社)	12回
取締役会 (徳島大正銀行)	4回
取締役会(香川銀行)	6 回

(注)報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

■当社 (グループ) の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

■報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

(1) 基本方針

取締役の報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼に置いた報酬体系とし、各人別の報酬等の決定に際しては、会社の営業成績、役位ごとの職責、各々の業務執行状況等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、非業務 執行取締役の報酬等は、その職責等を踏まえ、基本報酬のみにより構成する。

(2) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月支給する固定金銭報酬とし、各役位における報酬額は、職責、業務執行の有無、従業員給与の水準等を総合的に勘案して、各役位別に決定する。

(3) 業績連動報酬等(金銭報酬)の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各事業年度における業務執行に対する対価として、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する業績連動金銭報酬とし、各役位別の基本報酬に会社の営業成績(経営計画において目標とする収益性に関する経営指標の各事業年度の目標達成度合い)等を勘案して決定した支給倍率を乗じて算出した額に基づき、各々の業務執行状況及び営業成績への貢献度等に応じて、各人別に決定する。

(4) 株式報酬(非金銭報酬)の内容及び数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、在任期間中の事業年度ごと、一定の時期に一定の権利行使期間を設定して付与し、退任時にあらかじめ設定した権利行使価格(1円)でトモニホールディングス㈱の株式が取得できる株式報酬型ストック・オプションとし、各役位別に定めた基準額及びブラック・ショールズ・モデルにより算定した株式の公正価値に基づき、付与する新株予約権の個数を各人別に決定する。

(5) 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する 方針

取締役の報酬等の構成割合は、同規模・同業種の会社の水準を参考として、上位役位ほど株式報酬の割合が高まる構成となるよう決定する。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、社長(CEO)が各人別の報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定する。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対して提言等を行う。



監査等委員である取締役の報酬等については、実効性の高い経営監督機能の発揮を図るため、経営からの独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定額報酬とすることを基本方針としております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役及び委員会等の活動内容

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会、監査等委員会及びコーポレートガバナンス委員会の活動内容は、次のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬(月額)の決定に当たっては、社長(CEO)が策定した報酬案について、令和4年6月14日開催の経営会議において協議を行うとともに、同年6月20日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて、同年6月28日開催の取締役会において審議し、各人別の基本報酬(月額)を決定しております。なお、同年6月7日開催のコーポレートガバナンス委員会において、各人別の基本報酬(月額)の決定に当たっての考え方及び適切性の検証について審議を行いました。また、監査等委員である取締役の基本報酬(月額)の決定に当たっては、常勤監査等委員が策定した報酬案について、同年6月28日開催の監査等委員会において協議し、各人別の基本報酬(月額)を決定するとともに、同日開催の取締役会において、常勤監査等委員がその決定内容について報告しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役員賞与の決定に当たっては、社長(CEO)が策定した報酬案について、令和5年6月13日開催の経営会議において協議した後、同年6月19日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて、同年6月20日開催の取締役会において審議し、各人別の役員賞与を決定しております。なお、同年3月23日及び6月6日開催のコーポレートガバナンス委員会において、役員賞与の決定に当たっての考え方及びプロセスの適切性の検証について審議を行いました。

取締役(業務執行に当たらない取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の株式報酬型ストック・オプションの決定に当たっては、令和4年6月28日開催の取締役会において第12回株式報酬型新株予約権の発行について決定した後、当社及び銀行子会社の取締役に対して当該新株予約権を引き受ける者の募集を行った上で、その募集結果を踏まえて、同年7月20日開催の取締役会において当該新株予約権の割当先及び個数について決定しております。また、同取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額について、同年6月20日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて審議し、各人別の株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額を決定しております。

「対象従業員等」の報酬等に関する方針

対象従業員等に該当する徳島大正銀行及び香川銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに監査等 委員である取締役の報酬等に関する方針は、当社の「対象役員」の報酬等に関する方針と同様であります。

■当社(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と 業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額並びに 監査等委員である取締役の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等に該当する徳島大正銀行及び香川銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに監査等委員である取締役の報酬等の決定に当たっては、徳島大正銀行及び香川銀行の株主総会で各々の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

■対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

当社(グループ)は対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。



■当社(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

■対象役職員の報酬等の総額

	令和4年度								
			報酬等の総額(百万円)						
区分	人数		固定報酬の総額		変動報酬の総額				
	(人)			基本報酬	株式報酬型 ストック・ オプション		基本報酬	賞与	退職 慰労金
対象役員 (除く社外 役員)	8	251	215	167	47	36	_	36	_
対 象従業員等	24	502	422	340	82	79	_	79	_

- (注) 1. 対象役員の報酬額等には、主要な連結子会社の役員としての報酬額等を含めて記載しております。
 - 2. 従業員を兼務している対象役員については、従業員としての賃金を対象役員の報酬に含めて記載しております。
 - 3. 株式報酬型ストック・オプションの権利行使期間は以下のとおりであります。 なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
トモニホールディングス株式会社	平成23年7月26日から
第1回新株予約権	平成53年7月25日まで
トモニホールディングス株式会社	平成24年7月24日から
第2回新株予約権	平成54年7月23日まで
トモニホールディングス株式会社	平成25年7月25日から
第3回新株予約権	平成55年7月24日まで
トモニホールディングス株式会社	平成26年7月25日から
第4回新株予約権	平成56年7月24日まで
トモニホールディングス株式会社	平成27年7月24日から
第5回新株予約権	平成57年7月23日まで
トモニホールディングス株式会社	平成28年7月22日から
第6回新株予約権	平成58年7月21日まで
トモニホールディングス株式会社	平成29年7月21日から
第7回新株予約権	平成59年7月20日まで
トモニホールディングス株式会社	平成30年7月26日から
第8回新株予約権	平成60年7月25日まで
トモニホールディングス株式会社	令和元年7月25日から
第9回新株予約権	令和31年7月24日まで
トモニホールディングス株式会社	令和2年7月27日から
第10回新株予約権	令和32年7月26日まで
トモニホールディングス株式会社	令和3年7月26日から
第11回新株予約権	令和33年7月25日まで
トモニホールディングス株式会社	令和4年7月22日から
第12回新株予約権	令和34年7月21日まで

■当社(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項 特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。